報告 水2

全 員 協 議 会 資 料 平成30年(2018)9月27日 上下水道局下水道管理課

災害時における復旧支援協力に関する協定の締結について

地震等の災害により、本市所管の下水道施設が被災した場合において、「地方共同法人 日本下水道事業団」並びに「公益社団法人 日本下水道管路管理業協会」と災害時の施設復旧支援の協力を得るため下記のとおり協定を締結しました。

この協定は、被災した下水道施設の機能の迅速な回復を図るとともに、被害拡大による生活環境の悪化及び公共用水域の水質悪化を防止することを目的としています。

記

1. 地方共同法人 日本下水道事業団

支援協定締結日:平成30年8月1日(水) 施設の対象施設:公共下水道施設(6箇所)

- ①古土手中継ポンプ場(平田地域)
- ②古川中継ポンプ場(平田地域)
- ③河下浄化センター(平田地域)
- ④二部中継ポンプ場(湖陵地域)
- ⑤田岐浄化センター(多伎地域)
- ⑥口田儀浄化センター(多伎地域)
- 2.公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

支援協定締結日:平成30年8月29日(水)

施設の対象施設:下水道管路施設(出雲市全地域 約1,200km)

- ①公共下水道事業
- ②農業集落排水事業
- ③漁業集落排水事業
- ④小規模集合排水事業

出雲市が保有するすべての下水道管路

出雲市・日本下水道事業団災害支援協定

出雲市(以下「甲」という。)と日本下水道事業団(以下「乙」という。)とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援(以下「災害支援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的等)

- 第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持 修繕協定である。

(対象)

- 第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
 - 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地 滑りその他の異常な自然現象
 - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの(以下「協定下水道施設」という。) とする。
 - 一 古土手中継ポンプ場
 - 二 古川中継ポンプ場
 - 三 河下浄化センター
 - 四 二部中継ポンプ場
 - 五 田岐浄化センター
 - 六 口田儀浄化センター

(災害支援の内容)

- 第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。
 - 災害の状況を確認するために行う現地調査(協定下水道施設の点検を含む。)
 - 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第5条 1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
 - 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的に その機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修 繕に関する工事
 - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成(作成のために行う現地調査を含む。)及び災害査定への立会
 - 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

(災害支援の要請の方法)

- 第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信(これらの送信ができないときは、口頭又は電話)により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規 定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速 やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(第3条第1号及び第2号に規定する災害 支援に要したものを除く。)を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他 の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払 うものとする。

(廃止)

- 第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、こ の協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方へ の書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

- 第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
 - 一 甲の事務局 出雲市上下水道局 下水道管理課
 - 二 乙の事務局 日本下水道事業団近畿・中国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して 定める。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々 1 通を保有する。

平成30年 8月 1日

甲 島根県出雲市今市町70番地 出雲市

出雲市長

乙 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番地 2 7 日本下水道事業団

理事長

災害時における復旧支援協力に関する協定

出雲市(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、地震等の災害(以下「災害等」という)により甲の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

- 第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。
- (1)被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃、 修繕)
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は出雲市上下水道局下水道管理課、 乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部島根県部会とす る。
- 3 甲の支援要請は、別紙様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、 文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付 するものとする。
- 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

- 第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。 (報告)
- 第4条 乙は、復旧支援業務が終了したときは、速やかにその状況を別紙様式第2号により報告を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。
- 2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、 提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

- 第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。
- 2 乙は、甲から提供を受けた電子データを個人情報保護法及び関係法令に基づいて適正 に管理しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

- 第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を 受けた電子データを開示することができる。
- 2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。 (広域被災)
- 第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でがない場合、この協定は1年間更新される ものとし、以降も同様とする。

(その他)

- 第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方 への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を 保有するものとする。

平成30年 8月29日

甲 島根県出雲市今市町70番地 出雲市

出雲市長

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号 公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長